

本県では、昭和35年度に県立の養護学校を設置し、し
体不自由児（手足やし体の不自由な子ども）の教育に
あたって参りましたが、こんど新しい校舎、寄宿舎の
建築を本年中に完了し、新たに120人ほどの入学志願
者を募集する予定となりました。

ついては、し体不自由児の保護者のみなさまにおか
れては、この際子弟を養護学校に入学させ、将来の明
るい希望を確保されるよう、おすすめします。

1 この学校の位置

(1) 本 校

郡山市富田上赤沼（郡山駅から富田行きバス乗車
15分 富田支所前停留所下車徒歩10分）

※ 本校の校舎、寄宿舎は目下建築工事進行中であ
り、本年8月に落成の見通しであります。

(2) 分 校

平市大字上平窪字古館1の2（平駅から平窪まわ
り高崎、小川行き乗車15分、整し療護園前停留所
下車（徒歩15分）

2 募 集 人 員

(1) 本 校

小学部第1学年から中学部第3学年まで
合 計 105人

(2) 分 校

小学校第1学年 約 15人

3 入 学 資 格

義務教育をうけるべき年齢のし体不自由者で、健
康診断の結果、養護学校で教育することが適当で
あると認められる者。

（健康診断は、当方において専門医を委嘱して行
ない、なお必要があれば保護者、現に在学してい
る学校等から資料の提出をお願いします。）

4 授 業 開 始 の 時 期

昭和37年4月

ただし、本校については、校舎、寄宿舎の建築工
事の進行状況により、上記（昭和37年4月）より
3～4ヵ月遅れて授業が開始される予想であり
ます。

5 この学校の特色

(1) この学校は、し体不自由児施設（専門的な治療
を施すとともに、独立自活に必要な知識技能を与
える。）と協力し、治療をうけさせながら、同時
に学校教育を施すことが、最も大きな特色です。

① 本校の場合は、校舎に隣接して県立のし体不
自由児施設が設置されることになっておりま
す。（校舎、寄宿舎と併行して、建築工事が進
行中であります。）

また、分校の場合は、社会福祉法人いわき福音協
会立の福島整し療護園が、以前から設置されてお
ります。

② これらの施設には専門の医師がおり、大きな
病院などと同じように、子どもの症状に応じ、
手術その他の治療を行ないます。

それで、手術を必要とするような人は、ここ
に入所することが適当であります。

(2) 本校には寄宿舎が設けられますから、歩行の困
難な人でも、心配なく入学できます。手術などを
必要としない人、または軽易な治療ですむよう
な人は、寄宿舎に入舎することが適当であります。
（分校には、寄宿舎が設置されていません。）
なお、障害の軽い人は通学することもできます。

(3) この学校では、児童生徒の障害の種類や程度に
応じ、できるかぎり個人別の指導（1学級の定員
は15人以下）を行ないます。

① 保健・医療

学校の養護教諭によるほか、上記(1)の施設の協
力をうけます。

② 身体機能の訓練

このため、各種の専門的な機械、器具を設備
し、特に力を入れて指導します。

③ 各教科などの指導

普通の小中学校と同程度の指導を行ないます。

④ 職業指導

特に中学部では職業指導に力を入れ、卒業後の
進路の選択に協力します。

(4) この学校を卒業した人は、普通の小中学校を卒
業した人と同様、義務教育修了者として取り扱わ
れます。

(5) この学校に入学した児童生徒の保護者に対して
は、国と県から、経済的援助があります。（下記
「6」をご覧ください。）

6 入 学 後 の 経 費

(1) し体不自由児施設に入所する場合

① 国と県の負担

児童福祉法により、医療費、教育費、学校給
食費、見学旅行費、入進学支度金について、保
護者の経済事情により、必要な経費の全額また
は一部を国と県で負担します。

② 保護者の負担

ア、生活保護法による被保護者の場合
施設への納金は不要です。

イ、上記以外の保護者の場合

施設へ納入すべき金額のおよそのめやすを
あげれば次のとおりです。

- 所得税年額 1,200円の方は、月1,000円
- 所得税年額 4,800円の方は、月1,600円